

入 札 説 明 書

(福山市広報紙宅配業務)

2 0 2 6 年 (令 和 8 年) 3 月
福 山 市 市 長 公 室 情 報 発 信 課

福山市広報紙宅配業務に係る入札公告（福山市公告第 号）に基づく一般競争入札の実施については、福山市契約規則（昭和 41 年規則第 13 号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

2026 年（令和 8 年）3 月 6 日（金）

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

福山市広報紙宅配業務

(2) 業務場所

市内一円ほか

(3) 業務の内容等

福山市広報紙宅配業務仕様書による

(4) 履行期間

契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

3 入札参加資格要件、入札参加資格審査の申請手続、入札参加資格確認の結果通知、入札参加資格の喪失

詳細は、福山市広報紙宅配業務に係る入札公告（福山市公告第 241 号）による。

4 入札及び開札の日時等

入札書の提出は、次のとおりとし、入札書の提出後直ちに開札するものとする。（郵便、信書便、ファクシミリ等による受付は行わない。）

(1) 日時

2026 年（令和 8 年）3 月 27 日（金）午後 3 時 00 分

(2) 場所

福山市役所本庁舎 8 階北側多目的室（福山市東桜町 3 番 5 号）

(3) 辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

ア 入札執行前にあっては辞退届（所定の様式があるので、申し出ること。）を直接持参、または郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあっては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

5 入札書の提出方法

(1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、別記様式第 3 号による入札書を提出しなければならない。郵便、信書便、ファクシミリ等による入札書の提出は認めない。

(2) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

6 入札書の作成方法

(1) 入札書は、別記様式第3号によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に別記様式第7号による委任状を提出すること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、入札参加者本人及びその代理人がそれぞれ押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

(3) 入札金額の訂正は認めない。

(4) 入札参加者等は、福山市広報紙宅配業務仕様書及び本入札説明書等を十分考慮して入札金額を見積るものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

7 開札について

(1) 開札は、入札参加者等が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(2) 入札室（福山市役所本庁舎8階北側多目的室をいう。以下同じ。）には、入札参加者等、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(1)の立ち会い職員以外の者は入室することができない。

(3) 入札参加者等は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。

(4) 入札参加者等は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。また代理人の場合は、入札書提出までに、入札権限に関する別記様式第7号による委任状を提出しなければならない。

(5) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室を退室することはできない。

(6) 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札室から退室とする。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者。

8 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者はこれに加わることができない。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札。

(3) 記名押印を欠く入札。

(4) 金額を訂正した入札。

(5) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札。
- (11) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (12) その他特に指定した事項に違反した入札。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は落札金額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。
- (5) 開札において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加者等が立ち会っていないときは、再度入札には参加できないものとする。
- (6) 再度入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。
- (7) 最低制限価格は設定しない。

10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定通知を受けた日から5日以内に契約書を取りかわすものとする。
- (2) 契約担当職員が契約の相手とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約書は2通作成し各自1通を所持するものとする。

11 契約条項

別添契約書（案）のとおり

12 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者等は、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、すべての入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

13 質疑について

- (1) 本件に関して質疑がある場合は、2026年（令和8年）3月11日（水）午後5時15分までに、所定の質問書（別記様式第6号）を次項14にEメール又はファクシミリで提出すること。
- (2) 質疑に対する回答は、2026年（令和8年）3月13日（金）までに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

14 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎4階

福山市市長公室情報発信課

TEL (084) 928-1003 (直通)

FAX (084) 931-2056

Eメール koho@city.fukuyama.hiroshima.jp

15 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 入札保証金及び契約保証金

免除

17 その他

この入札に際しては、本市が定めた「入札条件・入札心得」に従うので、その内容をよく確認すること。